

ビキニ核被災国家賠償請求訴訟の原告・支援者の皆さまへ

2019年12月25日

ビキニ核被災国会賠償請求訴訟を支援する会
太平洋核被災支援センター

ビキニ核被災者の救済を求めて

今年も大晦日を間近に迎える頃となりました。いかがお過ごしでしょうか。

ビキニ核被災国家賠償請求訴訟のことについて、報告します。

1 高松高裁判決への今後の対応について

◀ 訴訟と経過について ▶

2016年5月9日、高知地裁に提訴した国賠訴訟は、ビキニ事件の真相を究明し、長年原因がわからず、苦しみながら病気と向かい合い必死に生きてきた元乗組員と遺族の方に対して、国が救済に向けて何もしてこなかった責任を明らかにするたたかいでした。高知地裁は2018年7月20日の判決で、「20年の除斥期間を過ぎている」とか「国が意図的に隠すことはしていない」として、国に法的な責任はないとの判決を下しました。これを不服として29名の原告団を再編して高松高裁に控訴しました。

2018年8月3日に控訴した高松高裁での争点は、①60年余の政府が隠し続けてきたことに対する誤認があること、②厚労省設置法や国家公務員法などでビキニ核被災の調査や救済の義務があることなどをあげました。

しかし2019年12月12日の判決は、「国が意図的に隠し続けた証拠がない。法律で被災者の調査や救済の義務も課せられていない」として、控訴を棄却しました。

判決の中で「国が意図的に隠すとしたら、資料を廃棄していた」「廃棄していないから、意図的に隠したと言えない」と、司法の見解を示しました。日本政府が「ビキニ事件で第5福竜丸以外に被災者はいない」としたアメリカ政府との間で政治的決着を図ったことに対して、憲法に基づき、国民の側に立って3権分立の理念をいかし、主権者を守る審判を下すべき司法の責任を放棄していることに、腹の底から怒りが湧いてくるばかりです。

地裁に提訴して以来、救済の道を切り拓く希望を共有する間もなく、原告の元船員5名と遺族1名を失ったことが悔やまれます。

国賠訴訟は、ビキニ核被災の元乗組員の救済の道を切り拓くたたかいでありました。引き続いて国賠訴訟で国の責任を追及し、司法的救済を求めるにはさらなる時間と60年前の被災の事実との因果関係を立証する証拠立てに時間を要します。その時間的猶予

がこれ以上許されないと判断しました。

＜ 結論 ＞

- ① 上告はしない。ただし救済の道を拓く取り組みをやめるのではなく、国賠訴訟から船員保険法による労災保険適用の裁判に切り替える。
- ② 労災申請却下に対する裁判は、2020年3月までの提訴期間内に、高知地裁で提訴の手続きを行う。

2 これからのビキニ核被災元船員救済の取組みについて

＜ 取組みの位置づけ ＞

これからのビキニ核被災救済のたたかいは、高知地裁と高松高裁の判決で、司法が救済の道を示唆しことを活かして、一日も早く救済を実現していくことです。判決文の最後に記載された内容を紹介します。

「原子爆弾よりもはるかに強力に広範囲に放射性降下物を撒き散らしたことは判明しており、これによる健康被害を等閑視することなく、その救済が同様に図られるべきという主張は理解できないものではない」「国賠法に基づく損害賠償請求によって司法的救済を図ることは困難であり、改めて立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかない」

このことは、2018年7月22日付で高松高裁に控訴するときに、原告の皆さまにお伝えしたことと同じです。(再確認のため、下記にコピーします)

- 1 今後、高松高等裁判所に控訴することについて、8月2日午前中までに原告お一人お一人の意思を確認した上で決定し、手続きをすすめる。
- 2 高知地裁判決で裁判長が指摘した「漁船員の救済の必要性」を具体的に実現していく取り組みを重視し、元漁船員の労災申請の組織を全国的に広げ、救済の取り組みを進める。
- 3 漁船員の救済の道を拓いていくために、船員保険部、高知県や市町村へ支援・救済の要請を強めていく。また被災漁船員を救済する新しい法律（仮称「核実験被災者を救済する特別措置法」）制定に向けて、弁護士・国会議員（地元議員を含む）など全国への支援要請を検討する。

以上、役員会の結論について、忌憚のない意見をお寄せください。

2018年7月22日

太平洋核被災支援センター役員会

《 具体的な取り組みについて 》

- 1 全国健康保険協会船員保険部に先に労災申請し、厚労省社会保険審査会に再審査請求を行い、却下された 10 名と、後から申請し関東信越厚生局に審査請求中の 3 名で、船員保険法の適用を求めて提訴の手続きをすすめる。
- 2 提訴するにあたり、高知で弁護団を結成し、新たに全国に提訴への参加と支援を要請する。高知においては、2 月 11 日に支援組織を結成する。
- 3 高知で弁護団を要請し、2020 年 3 月末（提訴の期限）に向けて、必要な手続きの準備を進める。
- 4 今後の取組みの進捗状況は、労災申請者だけでなく、国賠訴訟の原告の方にも報告する。